

説明書

(令和 5 年 8 月 17 日作成)

(不誠実対応⑩)

アルプスの森(施設長:宇津慎史)は悠生君が見つかった時に、遺族との大切な約束を反故にしたにも関わらず、独善的に悠生君の葬式にさえ参加すれば、遺族や悠生君に誠意を充分に見せた事になると考えている。

(詳細事項)

あまりにも悠生君に対して、アルプスの森(施設長:宇津慎史)が不誠実な態度を取り続けているため、以下内容の質問を遺族側はアルプスの森(施設長:宇津慎史)に提出している。

*この質問書を作成した当時、遺族は宇津雅美(兄)が施設長であり、宇津慎史(弟)は施設長の弟として理解していた為、以下の質問はそのような記載になっている。

15)

12月16日(20時14分 1分35秒) アルプス施設長弟からの電話に関して、①

施設長弟は弁護士と相談した結果、吹田警察署には向かわない決定をしたとこのことを電話で報告を受けた。悠生君に対して誠意を見せて欲しいと懇願も拒否。さらにはこの時点では、施設長と施設長の弟が警察署に向かう事についての説明となっており、当初15時24分の時点で話していた施設長と当該従業員ではない状態に一方的に変更されている。

また、施設長弟に対して、悠生君に対して誠意を見せて欲しいと頻回に懇願したところ、施設長弟は3度にわたり昨日、我々が兄(施設長)に酷い事を言った事に対する謝罪を要求してきた。その謝罪が施設長と弟が吹田警察署に行くのに必要条件であるとの項を、当該施設長弟は述べていた。本来の目的は悠生君に対して誠意を見せてもらう事であり、その為、我々は懇願していた。従って、提示された必要条件は、当方が期待する誠意とは相反する内容である。従って、この行動は悠生君に対して誠意を示すことを拒否している行動である。

吹田警察署への訪問予定者が、「施設長と当該従業員」から、「施設長とその弟」に一方的に変更された経緯と、それに関する考え及び、悠生君に対して誠意を示すことを拒否していることに関しての考えを明記して頂く必要がある。

(事故報告書(令和5年1月16日付)に対する質問より一部抜粋)

上記、質問に対するアルプスの森(施設長:宇津慎史)からの返答は以下内容である。

15) について

清水君へ誠意を見せることについてですが、当社はお葬式への出席を検討しておりました。そのため、宇津は令和4年12月18日清水亜佳里様の携帯電話にお電話させて頂きました。

(回答書(令和5年3月16日付)より一部抜粋)

上記質問に対する返答からもわかる通り、吹田警察署への訪問者予定者がアルプスの森(施設長:宇津慎史)が一方的に変更された経緯もその説明も一切なく、悠生君に対して、何故、誠意を見せるのを拒否した行動を取り続けているかの説明もない。

遺族との約束を反故にしても、遺族に対して謝罪要求し、それを悠生君の見つかった日に、宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)が悠生君に会うための条件として提示しても問題はないと考えている事が解る。

またさらには、遺族の意思を無視し、勝手に葬式に出席さえすれば、誠意を見せたことになると考えており、その為、悠生の母親に電話したと記載している。

この一連のアルプスの森(施設長:宇津慎史)の行動から、葬式の前に自分たちが(宇津兄弟:宇津雅美および宇津 慎史)が、悠生君や遺族にした仕打ちをまったく重要と思っていないと遺族側は認識している。

あまりに回答の内容も不誠実であったため、遺族側は以下内容の文をアルプスの森(施設長:宇津慎史)に送り付けている。

15) 悠生君への誠意を見せることを、吹田検察署の時点で踏みにじった事の記載が一切ない。宇津雅美氏への電話において少し述べたが、葬式の前、体を綺麗にする前のタイミングで、今回の重大事故がどのような重大な結果を招いたのか、悠生君がどのような姿になってしまったのかを理解して頂き、真剣に悠生君に謝って貰い、今後、このような事故を起こさないことを悠生君に誓ってくれることが最も大切だと思っていた。

特に短い悠生君の人生のうち6年間の間は宇津雅美氏と会っていたのだから、誠意ある対応をして頂ければ、悠生君も納得してくれるのではないかと考えていた。

しかしながら、前日の吹田警察署における一連の流れの中で、このような謝罪と誓いを宇津氏から得ることは、とうてい不可能であることが証明された。

このような状況下において、宇津氏が葬式に出席することは悠生君への誠意を見せることにまったくならない。もともと、家族葬を想定していたが、多くの支援学校の先生方や他のサービスのスタッフの方々、悠生君の学校の友達、保護者など本当に多くの方々が、お通夜や葬式に出席を希望してくれた。

そのような悠生君を温かく見守ってくれた方々の中に、悠生君を捜査している時に悠生君に対しての誠意を見せる場を幾度も提供したのにも関わらず、それを拒否し続けてきた人物が含まれるのは親として納得が出来なかったので、葬式には来て頂かなくてよかったと考えている。

こちらの意思を説明したにも関わらず、この内容を完全に無視し、独善的に葬式に参加さえすれば、誠意を表明したことになると考えておられることが理解に苦しむ。

(事故報告書(令和5年3月16日付)に対する質問より一部抜粋)